

令和 3 年 第 3 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和3年第3回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和3年3月11日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所 別館6階 会議室A

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 中 享 子 君
委 員 稲 田 滋 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 尾 川 正 洋 君
兼子ども未来創造局長
子ども未来創造局 木 村 均 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君
副部長兼教育政策室長
子ども未来創造局 岡 裕 美 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 石 橋 充 久 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 小 西 二 朗 君
担 当 副 部 長
学校生活支援室長 宇 根 彩 美 君
放課後子ども支援室長 多 々 撰 子 君
青少年育成室長 今 峰 秀 樹 君
幼児教育保育室長 福 田 浩 子 君
子どもすこやか室長 片 山 由 香 子 君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事

乾 敬一郎 君

教育政策室

林 由記 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市教育委員会公印規則改正の件
- 日程第 4 箕面市交通遺児奨学基金条例施行規則改正の件
- 日程第 5 箕面市奨学資金の貸付に関する規則及び箕面市奨学資金の給付に関する規則改正の件
- 日程第 6 箕面市学校給食会設置規則廃止の件
- 日程第 7 箕面市塾代助成金交付要綱制定の件
- 日程第 8 箕面市青少年健全育成推進奨励金等交付要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱改正の件
- 日程第 10 箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱改正の件
- 日程第 11 箕面市妊婦健康診査費助成要綱改正の件
- 日程第 12 箕面市産後ケア事業実施要綱改正の件
- 日程第 13 病院併設型病児保育施設整備・運営主体決定の件
- 日程第 14 箕面市教育委員会の所管に係る令和 2 年度一般会計補正予算（第 18 号）の件
- 日程第 15 箕面市教育委員会の所管に係る令和 3 年度一般会計補正予算（第 1 号）の件
- 日程第 16 箕面市立保育所嘱託医委嘱の件
- 日程第 17 箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医委嘱の件
- 日程第 18 箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件
- 日程第 19 箕面市早期療育内科医委嘱の件
- 日程第 20 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 21 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 追加第 1 箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件

(午後 1 時開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和 3 年第 3 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第 1 「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、高野委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第 2 「教育長報告」を行います。まず教育委員会委員関係ですが、2 月 22 日に令和 3 年第 1 回教育委員会臨時会を開催いたしました。この会議では成人祭のあり方についていろいろとご議論いただいたところです。教育長関係ですが、2 月 15 日から 4 日間、校長ヒアリングとして、評価育成システムの目標達成面談を行いました。

た。令和3年第1回箕面市議会定例会が2月19日より開催されています。3月4日、5日には代表質問についてのやりとり、3月9日には文教常任委員会でもいろいろご議論いただきました。特に文教常任委員会では新改革プランに沿った形の幼稚園の運営事業と、成人祭の開催事業の補正予算について多くの時間をさいて議論されました。最終的には補正予算については一部の議員からは成人祭のあり方について少し考え方がおかしいのではないかと反対はありましたが、可決いただいています。議案書には書いていませんが、2月24日に豊能地区の教職員人事協議会があり、定例の案件以外で3点共有したい内容がありますので、お話をさせていただきます。1点目は、現在豊能地区では13大学と連携協定を締結しているのですが、新たに桃山学院教育大学と連携協定を結ぶことについて、前向きに取り組んでいこうと確認がされました。2点目、大阪教育大学連合教職大学院との連携事業ということで、まだ池田市も予算の関係で確定的なことはおっしゃっていませんでしたが、どうも池田市で連携事業のための拠点スペースを池田駅前に設けるという取り組みをされているようなので、それが叶いますと天王寺に出向かなくても拠点でオンラインで授業等が受けられるという非常にいい話なので、実現しましたら豊能地区の教職員のかたがたに活用してもらいたいという話がありました。3点目ですが、学校の管理職研修を町単位でやるのはなかなか予算的にも非効率ですし、やっていること自体も非効率なので、豊能地区という枠組みでできないかと提案がありました。何か新しく仕掛けを作るというよりも、それぞれ市がやっていることを開いたら簡単なことなので、そういったことも踏まえて豊能地区で学校管理職研修をできないか前向きに検討していこうという共通認識に立ちました。行事報告ですが、2月24日の管理職研修は、市内の中学校で不審者の対応についてうまくできなかったことを含めて、元池田附属の校長に講師になっていただき、コロナがありますので、Zoomのオンライン研修でしたが、実施しました。教育委員さんにも後日録画が見られるように手配しておりますので、よろしく申し上げます。教育長報告は以上です。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。まず、日程第3、議案第14号「箕面市教育委員会公印規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、学童保育業務システムの更新に伴い、箕面市教育委員会教育長の電子公印を設けるため、箕面市教育委員会公印規則の一部改正を提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第14号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第4、議案第15号「箕面市交通遺児奨学基金条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件は、申請者の利便性向上を図るため、押印欄及び性別欄を廃止する改正を行うものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第15号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第5、議案第16号「箕面市奨学資金の貸付に関する規則及び箕面市奨学資金の給付に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援室長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援室長： 本件の主な改正点としまして、「箕面市奨学資金の貸付に関する規則」における貸与型奨学金制度の所得審査に関し、国の税制改正が本市の貸与型奨学金の認定審査に影響を及ぼさないよう、給与所得控除もしくは公的年金等控除のあるかたについては「合計所得金額」から10万円を減じた額で所得審査を行うよう改正するものでございます。なお、本内容は、先般の令和3年第2回箕面市教育委員会定例会「議案第6号 箕面市就学援助費給付要綱改正の件」及び「議案第7号 箕面市支援教育就学奨励費給付要綱改正の件」でお諮りした内容と同様の改正でございます。また、貸与型・給付型の両奨学金制度について、申請者の利便性向上を図るため、申請書における押印欄及び性別欄の廃止を併せて行うものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第16号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第6、議案第17「箕面市学校給食会設置規則廃止の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局担当副部長に求めます。

○子ども未来創造局担当副部長： 本件は、令和2年4月から学校給食費が公会計化され、給食用食材の購入や給食費管理等を教育委員会が実施することに伴い、箕面市学校給食会理事会におきまして給食会の開催が解散されたことを受け、箕面市学校給食会設置規則を廃止する必要がありますので、本規則を廃止する規則の制定を提案させていただくものでございます。附則におきましては、本規則は令和3年4月1日から施行するものとします。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（稲田滋君）： 公会計になったから規則を廃止するということですが、以前は年に1回校長やPTA代表が集まって総会を行い、そこでいろいろな給食に対する意見が出ていましたが、その機会もなくなるということでしょうか。

○子ども未来創造局担当副部長： 学校給食会がなくなりますので、総会もなくなります。これまで学校給食会の中で献立作成委員会というのを開催しておりました。これはまさに献立に関する意見、献立内容や使用食材、給食に関することにつきまして各校保護者1名代表で出ていただきまして、いろいろとご意見を伺う場として開催してきました。今回学校給食

会が解散することに伴いまして、献立作成委員会につきましては教育委員会主催としてこれまで通り実施したいと考えておりまして、今後も引き続き学期に1回開催し保護者のみなさんからのご意見を聞いていきたいと思っています。構成といたしましては、校長代表、教頭代表、学校保護者の代表、栄養教諭の代表、教育委員会という構成で実施しておりますので、その中でご意見をいただきながら進めていきたいと思っています。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第17号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第7、議案第18号「箕面市塾代助成金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局放課後子ども支援室長に求めます。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長：本件は、令和元年度から施行実施している生活困窮世帯の児童が塾等に通う費用を助成する制度です。令和3年度も引き続き助成を行うために要綱を制定するものです。令和3年度は令和元年度から助成してきました児童を継続して助成し、効果検証を行うため、対象を小学5年生と規定しております。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（中享子君）：これまでの効果がどのように出ているか教えてください。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長：塾代助成の効果ですが、利用されている約40名のお子さんのうち、制度をきっかけに新たに習い事を始めたお子さんが約半数いらっしゃいます。その中でステップアップ調査のデータを検証いたしましたところ、初年度の令和元年度においては多くの項目が肯定的な変化が見られた中で、成功体験と自信、充実感と向上心、この項目については少しマイナスの変化が見られましたが、令和2年度のデータを検証したところ、成功体験と自信については若干の改善が見られ、充実感と向上心はマイナスだった変化が2年の経過を経て、逆に肯定的な数値になったことが現時点で把握しているところです。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○委員（稲田滋君）：効果があったのかどうかよくわからない説明でしたが、これはあくまでもモデル事業ですよね。いつまでモデル事業は続けるつもりですか。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長：現時点で令和3年度の対象は5年生になりますので、引き続き少なくとも6年生までは変化を追っていきたいと考えております。

○委員（稲田滋君）：3年間、約40名の子どもの成長過程を見て効果を判断して、全学年に広げることや、中学生にも広げること等検討していくということでもよろしいでしょうか。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長：データをしっかり見て子どもたちのためによりよい学習支援になっているのかどうか検証して判断していきたいと思っております。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）：この事業は家庭環境が厳しいなかでの子どもたちにとって、学力保障や生活習慣をどうつけるかというトライアル事業のひとつです。短いスパンで効果を見せられるのかということなかなか難しいことでして、学力を見ても顕著に学力が上がったかというところはなかなか見て取れませんが、生活習慣で言うと一定定着しているのではという数

字が見てとれます。想定範囲内ですが初年度の結果はいったん落ちています。落ちる原因は何かというと、あまり生活習慣が定着していないということです。帰ってから自由に遊んでいた子がサッカーやダンスなどの習い事で規則正しい生活になったという証拠で、集団の中で規律を守るという世界に入ることによって予想通り落ちていますが、その子どもたちが2年後には若干上向きになっているということは、我々の想定範囲内かなと思っています。教育委員会としては予算が許されるなら、もうしばらく続けていきたいなと思っていますが、少なくとも5年生で終わるのでなくもう1年は検証させていただいて、そこでいくつかのトライアルの中でこれでいくのか、少し成果が見られないから他のことにしようかという判断をしたいと考えています。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第18号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に日程第8、議案第19号「箕面市青少年健全育成推進奨励金等交付要綱改正の件」、日程第9、議案第20号「箕面市こども会活動促進事業交付金交付要綱改正の件」及び日程第10、議案第21号「箕面市子ども安全・健全育成地域活動推進交付金交付要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局青少年育成室長に求めます。

○子ども未来創造局青少年育成室長： 本件は、申請手続書類等の押印を廃止し利便性の向上を図るため、3つの交付要綱の一部改正を提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第19号、第20号及び第21号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第11、議案第22号「箕面市妊婦健康診査費助成要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長： 本件は、妊婦健康診査にかかる費用 に対
する公費助成金の交付について府内市町村の状況をふまえ、助成金の額を変更するため、箕
面市妊婦健康診査費助成要綱の一部改正を提案するものです。その内容としまして、全14
回分の助成のうち、第2回目、3回目、5回目から7回目、及び9回目の計6回分の助成金
の額を5,000円から6,000円とし、10回目を5,000円から5,840円とし、全
14回分の合計助成金額を11万円から11万6,840円に増額するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第22号を採決いたします。本件を原案ど

おり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第12、議案第23号「箕面市産後ケア事業実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長 : 本件は、母子保健法の産後ケア事業に係る規定の改正に伴い、箕面市産後ケア事業実施要綱の改正を提案するものです。その内容としましては、まず1点目は改正母子保健法により産後ケア事業の対象時期が概ね産後4カ月から産後1年に規定されたことにより箕面市産後ケア事業の対象者についても概ね生後4カ月未満の乳児とその母親から、出産後1年を経過しない母親及び乳児に改正するものです。2点目は令和3年度税制改正により産後ケア事業の利用料が消費税非課税の対象になることに伴いまして、産後ケア事業のサービスのうち、消費税を見込んで設定しておりました宿泊型と日帰り型についてそれぞれ宿泊型は6,000円を5,500円に、日帰り型は3,000円を2,500円に改正するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員(高野敦子君) : 産後ケア事業ですが、始めてからどれくらいのかたが利用されているのでしょうか。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長 : 昨年度6月から開始しておりますが、令和元年度は訪問型が実人数20名、日帰り型が7名、宿泊型が14名のかたに利用いただいております。令和2年度2月末時点で、訪問型が実人数48名、日帰り型が9名、宿泊型が10名の方に利用いただいております。

○委員(高野敦子君) : 産後ケアにつながる前は、箕面市は赤ちゃん訪問を画期的にされていて、そういう訪問でケアしてもらうことで、いわゆる虐待や置かれている課題等が早期発見できるので、今後もしっかり続けてもらいたいと思います。

○代表教育委員(山元行博君) : 他、どうでしょうか。

○委員(稲田滋君) : 利用申請書の男女の記入についてですが、事業の内容から男女の記入が必要なのか、これもなくせるのか、教えてください。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長 : 産後ケア事業は保護者のためだけでなく、赤ちゃんの発育、発達のためにもしておりますので、当然性別により体重の成長曲線が異なりますので、性別の記入も必要であるため記載欄を設けています。

○代表教育委員(山元行博君) : 他、どうでしょうか。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、議案第23号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第13、議案第24号「病院併設型病児保育施設整備・運営主体決定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長 : 本件は、箕面市内において、令和4年4月に病院併

設型病児保育施設の開設を目的に実施した当該施設の整備・運営主体の公募に対しまして、応募のあった1法人について審査したところ、当該法人について選定すべきとの結果となったため、当該法人を病院併設型病児保育施設整備・運営主体とすることを提案するものです。その内容といたしましては、今回応募のありました医療法人社団DENにつきましては、東京都渋谷区において地域の小児医療に取り組んできた実績があり、このたび箕面6丁目に新たに4階建て建物の2階に小児科を開設するとともに1階部分で定員10人分の病児保育施設を令和4年4月に開設するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（高野敦子君）： 先日、萱野保育所の病児保育施設を見に行かせていただいたのですが、今回新たに法人が病院併設型病児保育施設を整備するという事は、何か違ったメリット等があれば教えてください。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長： 今、萱野保育所で開設しております病児保育室につきましては、保育所併設型となっております。医師の常駐はなく看護師のみ配置をして運営しております。子どもさんの病状が変化した際は嘱託の病児保育相談医やかかりつけ医に相談する対応をしております。また利用する際について、まず事前登録をしていただき、当日の利用に関しましては、かかりつけ医を受診して、その医師から病児保育を利用しても良いという申請をもらってから、実際に利用していただくことになります。今回新たに小児科に併設しているということで受診後スムーズに病児保育を利用していただけると考えております。

○教育長（藤迫稔君）： 今、ありましたように、絶対的に違うのは医者が常駐しているということ。今の萱野保育所の場合は前日の夜に高熱が出て医療機関を受診したとしても、利用当日の朝またかかりつけ医に行っても見てもらわないといけないという手続きがありますが、そこを省略することができます。朝、病院が開くのが9時だとするとそれから受診をしてから保育所に行くと、就労支援でやっているにもかかわらず、当日午前中はほぼ仕事に行けないような状態が改善できるのではと思います。そういった点がメリットであるかと思えます。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第24号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第14、報告第22号「箕面市教育委員会の所管に係る令和2年度一般会計補正予算（第18号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、令和2年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和2年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。学校教育関係につきましては、歳入におき

まして、国庫補助金の確定、その他の増減により530万1千円の減額を、歳出におきましては、小中学校におけるトイレ改修事業の見直しによる工事請負費等の減額、その他の増減により2億9,175万2千円の減額をそれぞれ計上しています。また、繰越明許費補正として、工事計画の見直し等により、新型コロナウイルス緊急対策事業及び止々呂美小中一貫校増築事業の補正を、関係者との協議に日時を要したことによりいじめ防止対策事業の補正を計上しております。子育て関係につきましては、歳入におきまして、収入見込みの調整による児童手当費負担金の減額、子育て支援施設等利用給付費負担金の減額、その他の増減により2億7,506万3千円の減額を、歳出におきましては、執行見込みの調整により児童手当給付事業（扶助費）の減額、施設等利用給付事業の減額、その他の増減により2億3,068万1千円の減額をそれぞれ計上しています。生涯学習関係につきましては、歳入におきまして、収入見込みの調整により文化振興芸術費補助金の減額、その他の増減により6,996万4千円の減額を、歳出におきまして、執行見込みの調整により新型コロナウイルス緊急対策事業の減額、その他の増減により1億458万2千円の減額を計上しています。また、地方債補正として、東生涯学習センター等改修事業において事業費確定に伴う発行額の調整のための補正を計上しております。また、債務負担行為補正として、総合運動場の指定管理の延長に伴う総合運動場管理運営事業の補正を計上しております。また、繰越明許費補正として、開催時期を翌年度とすることにより成人祭開催事業及び新型コロナウイルス緊急対策事業の補正を、造成工事の完了が翌年度となることによる総合水泳・水遊場整備事業の補正を、それぞれ計上しております。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第22号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第15、報告第23号「箕面市教育委員会の所管に係る令和3年度一般会計補正予算（第1号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、令和3年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和3年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。令和3年度箕面市一般会計補正予算第1号として、国補正を活用した学校のトイレ改修及び空調更新のため、歳入、歳出において5億1,064万8千円の増額をそれぞれ計上しています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第23号を採決いたします。本件を報告ど

おり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第16、議案第25号「箕面市立保育所嘱託医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長 : 本件は、箕面市立保育所嘱託医の任期が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、児童福祉法第45条の規定に基づく、大阪府児童福祉施設の設定及び運営に関する基準を定める条例第47条第1項に定める保育所嘱託医8名について委嘱するため提案するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、議案第25号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第17、議案第26号「箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長 : 本件は、箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医の任期が令和3年3月31日をもって満了することに伴い、箕面市病児・病後児保育実施要綱第10条第2号及び第3号の規定により、病児保育相談医1名、病後児保育相談医3名を委嘱するため提案するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、議案第26号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第18、議案第27号「箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長 : 本件は、箕面市児童福祉施設会計指導員の任期満了に伴い、箕面市家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設等指導監査実施要綱第7条第4項の規定に基づき、新たに児童福祉施設会計指導員を委嘱するため提案するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、議案第27号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第19、議案第28号「箕面市早期療育内科医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長：本件は、箕面市早期療育内科医が令和3年3月31日をもって任期満了することに伴い、大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項第1号に規定する嘱託医として、新たに早期療育内科医を委嘱するため提案するものです。早期療育内科医1名を委嘱しその期間を令和3年4月1日から令和4年3月31日までとするものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第28号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第20、報告第24号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第24号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第21、報告第25号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、去る令和3年2月18日に開催された令和3年第2回箕面市教育委員会定例会会議録及び2月22日に開催された令和3年第1回箕面市教育委員会臨時会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第25号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程追加第1、議案第29号「箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども

未来創造局放課後子ども支援室長に求めます。

○子ども未来創造局放課後子ども支援室長： 本件は、学童保育の定員の拡大及び学童保育業務システムの更新に伴い、様式の変更を行うため、箕面市学童保育に関する条例施行規則の一部改正を提案するものです。学童保育の定員拡大については、利用児童の増加に伴い、北小学校、萱野小学校、とどろみの森学園の学童保育室を各1室増室し、それぞれの定員を40名増とするものです。学童保育業務システムの更新に伴う様式の整備については、学童保育利用承認通知書をはじめ11の様式の改正及び様式の追加削除等の整備を行うものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（大橋亜由美君）： 学童の児童が増えていくとのことですが、学保連等保護者の意見もたくさんあると思います。人数が増えるということで学童の質が落ちないように充分注意をして運営をお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第29号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： 他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○教育長（藤迫稔君）： 再任用の学校の管理職についてみなさんどう思われているのか少しご意見を伺いたいと思っています。それを聞いて今日明日に何かをすることではなく、素朴にご意見を伺いたいと思っています。というのも、全国的に見ると、東京都で見ると400～500人規模で再任用の管理職がいる。大阪市や横浜市で100人規模でいます。それは管理職の数が不足しているという理由でそういうことになっていると思いますが、そのような観点ではなく60歳になっても意欲、やる気があってしっかりしたマネジメントのできる校長が60歳だという線引きだけで、その道を閉ざされてしまうということに疑問を持っています。一方では、これまでは管理職も若返るべきだということで自ら門を閉ざしてもいますが、ここに来て、私自身がどうなのかと思っていますので、少し教育委員さんの中で何か意見があればこの場をお借りしたいと思い提案させていただきます。

○代表教育委員（山元行博君）： 私が思っているのは、大阪府の他の市町村でも再任用の校長先生がたくさん出てきているので、時代の流れはそうなっているのかなと思います。藤迫教育長も稲田委員も校長経験者ですが、管理職を5年とか務めるとなるとなかなかしんどいですよね。5年、6年務められて退職されて、またそこから再任用管理職をすることに躊躇されることがあるかと思いますが、教育委員会から見て、このかたにやって欲しいという人が必ずおられるので、そういうかたは教育委員会からお願いをするなりして、やっていただけるのであれば、ぜひ続けてやっていただきたいという思いがあります。今は再任用は1年更新で3年、更に65歳まで延長が可能かと思っています。能力があり、健康なかたで、教育委員会からもぜひお願いしたいと思うかたはぜひやって欲しいです。今でももう少しやって欲しいというかたはいますが、ご本人の人生設計もあるだろうと思います。今は申出をすればいいのか、または書類選考等あるのですか。

- 教育長（藤迫稔君）： 箕面市の方針としては今までは、管理職は若返るべきだということで、再任用管理職は認めていませんでした。今までも続けてやりたいというかたからはいろいろと意見を聞いていましたが、箕面市はそういう方針ではなかったので閉ざしていました。今、私が話を聞きたいのは、再任用管理職の道を閉ざさなくてもいいのではないかということについてです。
- 代表教育委員（山元行博君）： 再任用は豊能地区人事協の管轄か府教委の管轄か、また調べておいて欲しいです。そういった形で再任用を進めていけたらいいと思います。
- 委員（高野敦子君）： 教育の世界には新しい風をどんどん入れていかないといけないと思いますし、ICTなど、私が教育委員になってからどんどん新しいことが進んでいるなかで、教育界での昔はこうだったみたいな流れが私はすごく引かかかってきました。私が教員をしているなかでも、昔はこうだったという指導をされることが多いですが、「今は違う」という流れがなくなってしまうことは絶対に嫌だと思えます。私が懸念するのは箕面市は学校が少ないので校長の人数も少ないですよ。他市の大きい市だと、たくさん校長がいる中でいろいろな風が入りますが、小さいからこそ新しい人が意見を言いにくいというような流れがないかという懸念は、規模が小さい市であるから故に思えます。私も教員をしている中で、「もったいない、後数年校長として残っていただきたい」というかたはたくさんいらっしゃいます。私もそれは感じていて、ぜひと思う一面もありますが、同時に今後管理職になっていかれる先生がたが逆に入っていくにくい、活躍していくにくいという状況だけは生まないでほしいと願っています。
- 委員（稲田滋君）： 私は気力も体力もなくなり退職しましたが、もう少しやっていただきたいというかたはおられます。本当にそのかたが気力も体力もあり、昔はこうだったと言わない人であればぜひともやっていただきたいと思えます。再任用は人によって有りということでもいいと思いますが、ただ再任用になると給与が大幅に減ると聞いていますので、府の話なので難しいでしょうが、その辺でフォローをしてあげるようなことが何かあればもっと意欲的にやりたいかたも出てくるのではないかと思います。
- 委員（大橋亜由美君）： 私もぜひ続けていただけたらという校長先生が今までも何人いらっしゃったのですが、今、2人の委員がおっしゃったように、手続きをどうするのかというのはすごく大事だと思う。こちらからぜひお願いするとか、自薦はどうするのか等、その辺りはクリアにさせていただかないといけないと思えます。正直教育者側から見た良い先生と、保護者側から見た良い先生というのは違ったりもしますし、なぜあの先生が残ってあの先生は辞めたのかなど正直疑惑が生じやすいと思えますので、その辺のプロセスを綺麗にした上で、高野委員がおっしゃったようにどんどん変わっていく教育現場に適応できるかたというのが第一条件なのですが、気力、体力が残っていて続けていただける校長先生、教頭先生がいらっしゃるのであれば、ぜひお願いできたらと思います。
- 委員（中享子君）： 元気なかたはたくさんおられるので、すごくもったいないなと思うことがありますので、再任用で続けることはいいと思いますが、やはり本当に保護者や生徒から慕われていて、きちんとやっていけるかたを条件として選ぶのであればいいと思えます。先ほど稲田委員がおっしゃったように給与が下がるということですが、金額面についてもですが、選ばれた人材であるんですよ等、何かやる気が出るようなことを付け加えてあげられたらいいのではと思います。
- 子ども未来創造局担当副部長： 再任用につきましては、昨年度初めて小中一貫教育と働き方改革にたけている人ということで人事考課も含めしっかり評価をして1名採用している経

過があります。今のお話を聞きますと、もう少し基準をはっきりと決めて実施していくということについても検討するということだと思いますので、他市の事例等を見ながら、昨年度以上に大義あるかどうかということも検討させていただきたいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： 他市を参考に出来ることがあれば、ぜひ参考にしてください。実際は見えていませんが評価育成システムを絡めて再任用の選考を実施しているということを知ったりもします。そういったことも参考にしながら、制度としてあるので閉ざすのはだめであろうと私も思うので、きちんと道をあけて、進めていっていただけたらありがたいです。例えば市役所で再任用をするのはどのように決まるのですか。

○子ども未来創造局担当副部長： 基本的には希望すれば、よほどのことがなければ再任用されるという考え方でやっていると思います。

○教育長（藤迫稔君）： どういう条件を設定しお願いをするかどうかだと思います。無理強いでなく、まだまだアグレッシブに動け、お互いの利害が合った時は再任用管理職になってもらうのいいかと思っていますが、冒頭に言いましたように、今ご意見をいただいたから来年からすぐに何かしようというわけではなく、自分の中で課題認識として持っていましたので、この場を借りてご意見をお伺いしました。

○代表教育委員（山元行博君）： 後はこんな要望をしていいのかわかりませんが、藤迫教育長や稲田委員のように一度行政職で校長経験をされて、再度教育委員会に戻ってこられて、その過去の経験を生かしていただけるというのはすごくありがたいと思っています。単なる要望ですが、現場で行政職の管理職のかたがおられて、いずれ教育委員会に戻ってこられるかと思いますが、その時はぜひ箕面市教育委員会の所管は広いのでそこでご活躍いただけたらありがたいと思います。教育委員会としての要望です。

○教育長（藤迫稔君）： 市の人事と絡むのでなかなか教育委員会としてどうかと言えませんが、そもそも学校現場に行政職の管理職を送り込んだのは、学校現場と市教委とのいろんな共通認識を持った上で学校教育の課題解決に向けて一丸となって一緒にやっということが主な目的でした。今回も市の方からも、一定の目的も達したので、段階的に引き上げようという議論はいろいろさせていただいています。学校に行政管理職を送るというのは、ややもすると学校のステージで何か変えるということに注目されがちですが、そうでなく、一定経験して帰ってきて市教委の現場で学校での経験を生かすというのも効果の一つです。学校現場の方ばかり注目されがちだが、まさに山元代表が言われるようにその人が帰ってきて教育委員会で学校でのノウハウを生かしてもらい、もっと極端なことを言うと学校現場に行政職の管理職が全くいなくなっても、管理職を送ったという事業の効果は何かまだ見ていけないといけません。学校には行政の管理職はいなくなったことで終わりではなく、その人が教育委員会でどう活躍していくかということまで見て検証しないといけないということです。山元代表のおっしゃっていることはわれわれも人事当局には要望しています。今のところはほぼ叶っていますが、この先はなかなか今まで通りにいくのかわかりませんが、山元代表に言われるまでもなく、われわれも要望しています。教育委員会に戻ってきて仮に違う部署に配属されたとしても、また数年後の異動の際には教育委員会に戻る等の配慮をしてほしいということまで条件をつけて人事当局に要求していますので、その点をご理解いただきたいです。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： 以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案15件、報告4件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。

○教育長（藤迫稔君）：ありがとうございました。これもちまして、令和3年第3回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時2分閉会）

以上のおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）